公の施設【基本情報】

施	設	名	新潟市新津B&G海洋センター 他七日町運動広場	
所	管部•	課	秋葉区地域課	
所	在	地	新潟市秋葉区七日町2186-9	
根	拠 法	令	スポーツ振興法令	
設	置条	例	新潟市体育施設条例	
			【新津B&G海洋センター】	【七日町運動広場】
			建造構造 鉄筋コンクリート造(2階建)	建設構造 一部鉄骨造(ゲートボール場)
			敷地面積 6,653 m²	敷地面積 7,219㎡
施	設 概	要	延床面積 1,832㎡	・テニスコート 2, 274㎡
			体育館 853㎡ バレー2面・バドミントン3面・バスケ1面	グリーンサンドコート2面
			中体育館(2階) 442m²	·ゲートボール場 4,945㎡
			プール 1,331㎡	屋根付2面 屋外6面

施 設 の 設 置 目 的

スポーツの普及を図り, 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とし, 体育施設を設置いたします。

管理・運営に関する基本理念,方針等

- (1)新潟市体育施設条例(以下「条例」という)に基づき,スポーツの普及と振興を図り,市民の 心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行う。
- (2) 住民サービスの向上や平等利用が確保されること。
- (3) 利用者の意見及び要望を管理運営に速やかに反映すること。
- (4) 利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。
- (5) 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底すると共に、業務上知り得た情報に ついて守秘義務を遵守すること。
- (6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。
- (7) 法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。